

# 賠償請求 はお済みですか？

## 第9回 家財賠償

東京電力の賠償は損害項目が多岐にわたっています。損害項目別にシリーズ化して解説しますので、ご一読ください。第9回は「家財賠償」です。

### 内 容

「家財賠償」では、避難によって持ち出しができなかった家財を賠償請求できます。ただし、仏壇や高額家財等を請求する場合、請求する家財の写真が必要となります。環境省による解体事業の申請受付が平成30年3月30日までとなっておりますので、請求する家財のある方は解体前に写真をお撮りください。未請求の方は賠償支援係へご相談ください。

	家財（定型）		定型の賠償金額を超える家財がある場合 →	家財（個別）	
	内 容	写 真		内 容	写 真
一般家財 (30万円未満)	定額の賠償 (世帯構成等で金額変動)	不 要	→	写真等により金額を査定 (定型の賠償金額の超過分を賠償)	必 要 (下表A-1)
高額家財 (30万円以上) ※	定額で20万円を賠償				必 要 (下表A-1、A-2)

※高額家財（30万円以上）の例

婚礼タンス、着物、ピアノ、大型テレビ、高級オーディオ、絵画、骨董品こつとうひん、五月人形、お雛さま等

	定 額		どちらかを 選択 ←→	個別査定	
	内 容	写 真		内 容	写 真
家 財 (仏壇)	定額で40万円を賠償	必 要 (下表B-1、B-2)	←→	写真等により査定した金額を賠償	必 要 (下表B-1～B-6)

### 写真の撮り方

概要は以下のとおりとなりますが、家財ごとに撮り方が異なりますので、事前に東京電力へご確認ください。

	写真の撮影箇所												
家 財 (個別)	A-1 対象となる家財が全て写っている写真（一部屋単位） A-2 一品ごとの特徴が分かる写真 (家財全体を撮影した写真、型式、型番をアップで撮影した写真)												
家 財 (仏壇)	<table border="0"> <tr> <td>B-1 仏壇全景（扉を開けた状態）</td> <td rowspan="2">} 定額</td> <td rowspan="6">} 個別査定</td> </tr> <tr> <td>B-2 仏壇全景（扉を閉めた状態）</td> </tr> <tr> <td>B-3 仏壇の中の全景</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B-4 彫刻部分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B-5 蒔絵<small>まきえ</small>・飾り金具部分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B-6 その他仏壇、仏具の特徴（例：ご本尊<small>ほんぞん</small>、位牌等）</td> <td></td> </tr> </table>	B-1 仏壇全景（扉を開けた状態）	} 定額	} 個別査定	B-2 仏壇全景（扉を閉めた状態）	B-3 仏壇の中の全景		B-4 彫刻部分		B-5 蒔絵 <small>まきえ</small> ・飾り金具部分		B-6 その他仏壇、仏具の特徴（例：ご本尊 <small>ほんぞん</small> 、位牌等）	
B-1 仏壇全景（扉を開けた状態）	} 定額	} 個別査定											
B-2 仏壇全景（扉を閉めた状態）													
B-3 仏壇の中の全景													
B-4 彫刻部分													
B-5 蒔絵 <small>まきえ</small> ・飾り金具部分													
B-6 その他仏壇、仏具の特徴（例：ご本尊 <small>ほんぞん</small> 、位牌等）													

### 注 意 点

家財（定型）で高額家財の賠償を受けている場合、家財（仏壇）、家財（個別）の請求の際に精算が発生します。

東京電力  
連絡先

土地・建物・家財について TEL 0120 (926) 596  
受付時間：9時～19時（月～金曜日（祝日を除く））  
9時～17時（土・日曜日、祝日、1月2日・3日）

問 総合窓口課賠償支援係 TEL 0243 (62) 1105